

田原市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道接続等によって不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う者に対して、その転用に要する費用を市が補助することにより、降雨時の河川等の負担を軽減すること、水資源の有効活用をすること、及び下水道の普及促進に寄与することを目的とし、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、田原市浄化槽雨水貯留施設転用補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道及び田原市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年田原町条例第17号。以下「集落排水施設条例」という。）第2条に規定する排水施設をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、同法第5条第1項の規定による設置等の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものをいう。
- (3) 排水設備 田原市下水道条例（平成2年田原町条例第3号）第2条第5号に規定する排水設備、集落排水施設条例第5条第2号に規定する排水設備、及び田原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（昭和63年6月1日施行）第2条第2項に規定する合併処理浄化槽をいう。
- (4) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び雨水貯留槽に関連する給排水設備で、貯留した雨水を散水等に利用するための施設をいう。
- (5) 改造工事 下水道の整備等により不用となる浄化槽を、雨水貯留施設に転用・改造するために行う工事で次に掲げるものをいう。
 - ア 浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴空け工事
 - イ 雨水集水配管及び雨水管の取付工事
 - ウ 雨水を揚水するためのポンプ本体及びポンプの設置に係る工事

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助の対象となる者は、市内において排水設備を設置することにより、不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事を自らの負担により行おうとする者で受益者負担金及び分担金並びに市税を滞納していないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業費総額の2分の1（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額）とする。ただし、その上限の額を

10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、改造工事開始前までに補助金交付申請書(田原市補助金交付要綱様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 改造工事の工事図面(配管工事等の平面図)
- (2) 改造工事の見積書(内訳明細添付)の写し
- (3) 改造工事を行う場所の案内図
- (4) 誓約書(別記様式)
- (5) 使用ポンプ等の説明資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、補助金交付決定通知書(田原市補助金交付要綱様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、補助事業変更等申請書(田原市補助金交付要綱様式第3号)をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定の通知)

第8条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第5条及び第6条の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書(田原市補助金交付要綱様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、改造工事が完了したときは補助事業実績報告書(田原市補助金交付要綱様式第6号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 改造工事の工事完了図(平面図)
- (2) 改造工事の工事写真
- (3) 改造工事に係る請求書(内訳明細添付)及びその請求に係る領収書の各写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(現地調査)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて雨水貯留施設工事の施工状況等を現地において調査し、指導し、又は助言することができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(田原市補助金交付要綱様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助金確定通知後に提出された補助金請求書（田原市補助金交付要綱様式第8号）に基づいて、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(維持管理等)

第13条 補助事業者は、雨水貯留施設であることを表示し、誤飲を防ぐ措置を講じなければならない。

2 補助事業者は、雨水貯留施設の適正な維持管理に努めなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後の雨水貯留施設の変形、破損等に起因する事故等に関して責任を持ち、田原市はその責任を負わないものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）

氏名（代表者名） ⑩

田原市浄化槽雨水貯留施設転用補助金の交付申請にあたり、転用する浄化槽には現在異常がないことを確認し、補助事業完了後は雨水貯留施設の適正な維持管理、事故防止及び安全対策に努めることを誓います。

万が一、補助事業完了後において、雨水貯留施設自体の変形、破損、浮き上がり、あるいは雨水貯留施設の異常等からその他のものに事故、問題が生じたとしても、田原市にその損害賠償を請求いたしません。